

日本渡航医学会 薬剤師部会規定

(薬剤師部会の設置及び規定)

第1条 日本渡航医学会会則第二章第5条により 日本渡航医学会内に薬剤師部会を設置し、この規定により薬剤師部会を運営する。

(薬剤師部会の目的)

第2条 薬剤師部会は、日本渡航医学会の目的・事業の趣旨に沿って、薬剤師の活動を通して海外渡航者の健康に関する諸問題に取り組み、海外渡航者の健康増進に関わる薬剤師の知識・技能の向上・発展に努めるとともに薬剤師の交流を深めることを目的とする。

(薬剤師部会の活動)

第3条 薬剤師部会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

1. 薬剤師部会・交流会の開催
2. 薬剤師セミナーの開催
3. 渡航医学に関する調査研究
4. 部会員の人材育成
5. 国際交流の推進
6. 広報活動
7. その他、薬剤師部会の目的達成に必要な活動

(薬剤師部会会員)

第4条 薬剤師部会会員は、日本渡航医学会会員(薬剤師)のうち薬剤師部会の目的に賛同する者で学会所定の参加申し込み手続きを終えた者とする。

(薬剤師部会運営委員会)

第5条 薬剤師部会を運営するため、薬剤師部会運営委員会を日本渡航医学会事務局内に置く。

(薬剤師部会会長、運営委員)

第6条 薬剤師部会運営委員会は、以下の運営委員により構成する

- ・部会長1名
- ・運営委員 若干名
- ・部会長は、薬剤師部会運営委員の互選により選出する。
- ・運営委員会は薬剤師部会会員から必要に応じて新たに運営委員を指名できるものとする。

(薬剤師部会運営委員の任期)

(1)部会長・運営委員の任期は、3年とする。ただし再任は妨げない。

(薬剤師部会長の職務)

(1) 薬剤師部会を代表し、部会の会務を総括する。

(薬剤師部会運営委員の職務)

(1) 部会長の会務を補佐し、薬剤師部会の運営、全体企画の調整を行う。

(2) 部会の運営を統括する委員を置くことができる。

(3) 運営委員は、部会の会務を分担する。

(薬剤師部会運営委員の担当会務)

薬剤師部会運営委員は、薬剤師部会の企画・運営にあたり、以下の担当会務を分担する。

(1) 薬剤師部会・交流会に関すること

(2) 学会に関する大会長との連絡・調整

(3) 薬剤師セミナーに関すること

(4) 理事会、他部門との連絡に関すること

(5) 薬剤師部会運営委員会会議の報告書に関すること

(6) 薬剤師部会広報・薬剤師の学会増員に関すること

(7) 薬剤師部会の国際交流の推進に関すること

(8) その他審議事項(部会会則・運営委員会内規の改正等)に関すること

(薬剤師部会または薬剤師交流会の開催)

第7条 薬剤師部会または薬剤師交流会は、日本渡航医学会学術集会の期間中、または必要に応じて開催する。

(薬剤師セミナーの開催)

第8条 薬剤師セミナーを企画開催する

(薬剤師部会運営委員会会議)

第9条 薬剤師部会運営委員会会議

薬剤師部会の企画、運営に関する審議事項の検討のため、運営委員会会議を毎年1回以上、必要と認めるとき、開催する。

(1) 運営委員会会議の議事進行は、運営委員会構成委員で行う。

(2) 運営委員会の会議報告書は、学会事務局へ提出し、報告する。

(薬剤師部会企画案の提出)

第10条 運営委員会で立案した企画は、薬剤師部会企画案として、学会事務局に提出する。

(報告および意見具申)

第11条 運営委員会は、薬剤師部会の審議事項をとりまとめ、学会事務局を通して理事会に報告するとともに、必要な事項について具申する。

(薬剤師部会の運営経費)

第 12 条 薬剤師部会の会費は、徴収しない。

(1)日本渡航医学会 学会会計に必要経費を計上し、給付補助を申請する。

(2)薬剤師セミナーは、会費制にすることが出来る。

(薬剤師部会規定の改正)

第 13 条 本規定の改正は、薬剤師部会運営委員会にて協議のうえ理事会に提出し、その承認を得なければならない。

付則

1. 本規定は、2015年 8 月 19 日から施行する。